

船舶事故調査報告書

平成26年3月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年6月19日 14時30分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼東方264海里付近 （概位 北緯35°06.0′ 東経146°11.0′）
事故調査の経過	平成25年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十三 ^{いなり} 稲荷丸、499トン IG1-663（漁船登録番号）、有限会社廣屋 66.06m×9.50m×4.45m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成8年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和59年12月25日 免状交付年月日 平成21年4月20日 免状有効期間満了日 平成26年12月24日 甲板員A 男性 18歳 機関員A（キリバス共和国籍） 男性 33歳 甲板員B（キリバス共和国籍） 男性 33歳
死傷者等	軽傷 3人（甲板員A、機関員A及び甲板員B）
損傷	船首甲板のコンベア、コンベアの部品及びシュートの曲損、オーニング破損等
事故の経過	本船は、船長ほか30人が乗り組み、犬吠埼東方沖の漁場でかつお漁の操業を行っていた。 船長は、風が強くなってきたので、操業をやめようと考えていたところ、船首のウィンドラスのブレーキが緩み、錨が船首外板をたたき始めたため、操業を中止し、船首が波をかぶらないよう、船首を風下に向けて速力約8ノットで航行を行い、乗組員に錨鎖を巻き直させた。 本船は、船首での作業終了後、甲板員A、機関員A及び甲板員Bが餌の管理を行うために船首甲板上で作業をしていたところ、平成25年6月19日14時30分ごろ、犬吠埼東方沖において、左舷船尾方

	<p>から船首甲板上に波が打ち込み、船首甲板に張っていたオーニングの上に海水が大量に落下し、船首甲板上のコンベアの部品等が流され、甲板員A、機関員A及び甲板員Bに当たった。</p> <p>船長は、乗組員の負傷及び船体の状況を確認し、漁ろう長と相談した後、操業を中止して15時00分に神奈川県三浦市三崎港に向けて航行を始め、6月21日08時20分ごろ入港して負傷者を病院に搬送し、甲板員Aが右足靭帯損傷及び脛骨骨折と、機関員Aが左足脛骨骨折と、甲板員Bが右足脛打撲症とそれぞれ診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 6</p> <p>海象：うねり波高 約3～4m、波向 南南西</p>
その他の事項	<p>本船は、後部甲板が低く、本事故当時、燃料及び清水が積載されて乾舷が低くなっており、船尾方からうねりを受けていたため、船首が左右に振れながら、航行していたところ、船首が少し左に振れたときに波を受けた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、犬吠埼東方沖を北北東進中、左舷船尾方から波を受けたことから、乗組員3人が、船首甲板上で作業をしていたところ、流されたコンベアの部品等が当たって負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、犬吠埼東方沖を北北東進中、左舷船尾方から波を受けたため、乗組員3人が、船首甲板上で作業をしていたところ、流されたコンベアの部品等が当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・波高が高い場合には、甲板上での作業を行わないことが望ましい。